

8. 認知症高齢者等の権利擁護に関する施策の強化について

認知症の方の権利擁護については、今年度より都道府県に設置した消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金等において、市民後見人等の権利擁護人材の養成研修を実施するとともに、権利擁護人材の資質向上のための継続的なフォローアップや専門職からのバックアップがなされる支援体制の構築を推進していただいているところである。

また、平成 28 年度予算案において、例えば家庭裁判所の管轄単位として広域的に関係機関が連携する協議会を設置し、必要な情報の共有や市民後見人の共同育成を図る事業として市民後見人育成・活用推進事業を新規に計上している。各都道府県においては管内市町村に対し、認知症高齢者等の権利擁護について、なお一層の強化を図られるよう、本事業の積極的な活用を周知いただきたい。

複数の市町村による共同の実施については上記の事業の活用のほか、総務省が主導で実施している「連携中枢都市圏構想」による取組がある。「連携中枢都市圏構想」は、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点（「連携中枢都市圏」）を形成することを目的として、地方自治法を改正し、平成 26 年度から開始した取組である。

連携中枢都市圏は、①指定都市や中核市などが連携中枢都市を宣言し、②近隣の市町村と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、③連携中枢都市圏ビジョンを策定することを要件としており、要件が満たされた場合には連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、普通交付税及び特別交付税の対象となり得るものである。特に指定都市や中核市に積極的な活用を検討いただくとともに、都道府県においても管内の核となる都市をはじめ周知されたい。

本構想や取組の事例については参考資料を掲載しており、その1つとして、成年後見制度の相談支援、普及啓発、市民後見人の養成研修等を実施するために「成年後見支援センター」を設置・運営し、周辺の住民等も対象に、共同利用の形で相談業務等を実施している圏域があるので、取組の参考とされたい。